

伊勢原市一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所（以下「保育所等」という。）における一時預かり事業の促進を図るため、一時預かり事業を実施する施設の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）に対し、予算の範囲内において伊勢原市一時預かり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象とする事業は、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所等で保育する事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表により算出した補助基準額（限度額）と設置者等が支出した補助事業に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、伊勢原市一時預かり事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市一時預かり事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(変更交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）に

より通知するものとする。

(交付条件等)

第8条 規則第7条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずる。
- (2) 補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行の状況及び経費の使途については、常時明確に把握しなければならない。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 前条第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市一時預かり事業補助金交付請求書（第9号様式）に伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条に規定する実績報告は、伊勢原市一時預かり事業補助金実績報告書（第10号様式）により、次に掲げる書類を添えて当該年度終了後4月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(伊勢原市地域育児センター設置促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 伊勢原市地域育児センター設置促進事業補助金交付要綱(昭和62年伊勢原市告示第40号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の定めにより平成11年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市一時・特定保育事業補助金交付要綱及び伊勢原市立保育所一時・特定保育事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢原市延長保育事業補助金交付要綱の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢原市一時預かり・特定保育事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市一時預かり・特定保育事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月10日告示第22号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市一時預かり・特定保育事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月10日告示第35号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年11月10日告示第262号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業名	対 象 経 費	補助基準額（限度額）
一時預かり事業	一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙一時預かり事業実施要綱に定める一時預かり事業の実施に必要な経費	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙に定める一時預かり事業の基準額

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市一時預かり事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 補助事業等の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

年度一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書

施設名 _____

実施方法	事業支出（予定）額			事業収入（予定）額			差引額 G(C-F)	補助基準額 H	補助基本額 I
	人件費 A	その他の経費 B	合計 C(A+B)	保護者負担額 D	寄附金その他 E	合計 F(D+E)			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								0	0

- (注) 1 実施方法は、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着Ⅱ型のいずれかを記入してください。
 2 「D」 蘭は、一時保育料の他、給食費、おやつ代等を含めて記入してください。
 3 「H」 蘭は、補助金交付基準に基づく額を記入してください。
 4 「I」 蘭は、「G」 欄と「H」 蘭の額を比較して少ない方の額を記入してください。
 5 「事業支出（予定）額」及び「事業収入（予定）額」を証する書類を添付してください。

年度一時預かり事業実施計画書・実績書

施設名 _____

実施方法	延べ利用児童数													補助基準額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

- (注) 1 実施方法は、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着Ⅱ型のいずれかを記入してください。
 2 利用月ごとの延べ利用児童数を記入してください。
 3 幼稚園型の場合は、市内児童数、市外児童数、平日利用、長期休業利用、休日利用、長時間利用、実施日数の内訳が分かる書類を添付してください。

第4号様式（第5条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市一時預かり事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずる。
- (3) 補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行の状況及び経費の使途については、常時明確に把握しなければならない。
- (5) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（事務担当は、 ）

第5号様式（第6条関係）

年度伊勢原市一時預かり事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度伊勢原市一時預かり事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付申請額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

年度伊勢原市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずる。
- (3) 補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行の状況及び経費の使途については、常時明確に把握しなければならない。
- (5) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（事務担当は、 ）

第7号様式（第9条関係）

年度伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第8号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内
容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第9号様式（第10条関係）

年度伊勢原市一時預かり事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市一時預かり事業補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第10号様式（第11条関係）

年度伊勢原市一時預かり事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市一時預かり事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績額 | 円 |
| 3 | 不用額 | 円 |
| 4 | 添付書類 | |
| | (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書 | |
| | (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書 | |
| | (3) その他市長が必要と認めた書類 | |